

(案)
大学入学者選抜協議会
大学院入学者選抜ワーキンググループの設置について

令和 6 年●月●日
大学入学者選抜協議会決定

1 趣旨

大学院入学者選抜の一層の充実を図るため、大学入学者選抜協議会（以下「協議会」という。）の下に、大学関係団体等によるワーキンググループを設置し、大学院入学者選抜の実施方法のほか、中長期的かつ継続的な対応が必要となる事項等について協議を行う。

2 協議事項

- (1) 大学院入学者選抜の実施方法に関する事項
- (2) その他、大学院入学者選抜に関する事項

3 実施方法

- (1) ワーキンググループの主旨は、ワーキンググループ構成員の中から協議会座長が指名する。
- (2) 構成員は、次に掲げる者とする。
 - ア 協議会に代表者を推薦する団体のうち、以下の団体から推薦された者
一般社団法人国立大学協会 一般社団法人公立大学協会
一般社団法人日本私立大学連盟 日本私立大学協会
 - イ 学識経験者
- (3) (2) アに掲げる関係団体がワーキンググループの構成員となる者を推薦するときは、当該団体を代表する期間を定めて推薦するものとし、当該被推薦者の任期はその期間とする。学識経験者の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- (4) 必要に応じ、上記の者以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聞くことができるものとする。

4 設置期間

ワーキンググループは、2 の協議事項に関する協議が終了したときに廃止する。

5 その他

- (1) ワーキンググループに付託された事項については、ワーキンググループの協議結果をもって協議会の協議結果とする。
- (2) ワーキンググループにおいて協議結果を取りまとめたときは、協議会に報告するものとする。
- (3) 協議会からの求めがあったときは、ワーキンググループの協議の経過を協議会に報告するものとする。
また、ワーキンググループは必要に応じ、その協議の経過を協議会に報告することができる。
- (4) この決定に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項については、必要に応じてワーキンググループに諮って定める。